

幼稚園から認定こども園に移行する際の利用定員の設定に係る基準について

1. 基本的な考え方

幼稚園から認定こども園に移行するにあたっては、新たに 2 号認定及び 3 号認定の利用定員を設定する必要がある。利用定員は預かり保育※¹ 及び一時預かり※² の実利用者数※³ に基づき定めることを基本とするが、施設の所在区域における保育供給量の過不足状況を踏まえて、総定員数を設定することとする。

※1 預かり保育 … 幼稚園在園の 3 歳以上児の教育時間外の一時保育を指す。

※2 一時預かり … 幼稚園入園前の 3 歳未満児の一時保育を指す。

※3 実利用者数 … 直近年度の利用実績と、直近 3 ヶ年度の平均的な利用実績を比較し、大きい方の値とする。

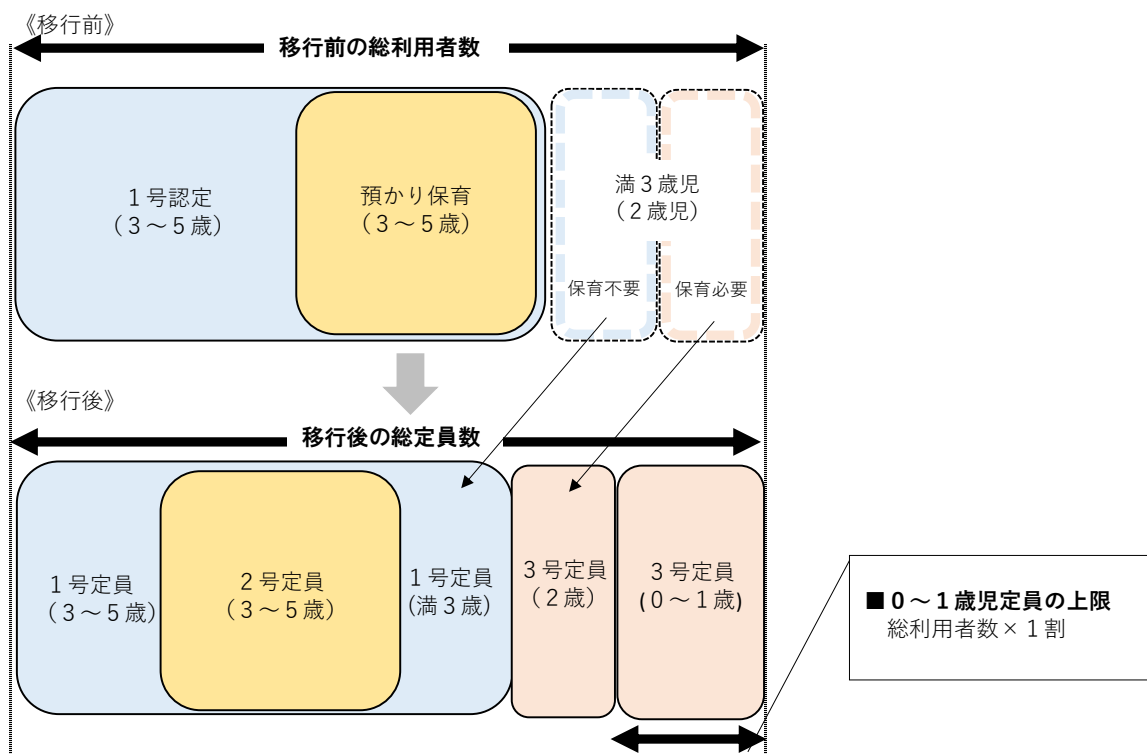
2. 定員設定に関する基準

移行に際して、現在の在園児及び預かり保育等を利用する児童が利用できない事態を防ぐため、移行後に利用する在園児数を見込み、不足がないよう設定をすること。

(1) 【1号認定の定員設定】
実利用者数を基本とする。
(2) 【2号認定の定員設定】
移行前の「預かり保育」の実利用者数を基本とする。 ○実利用者数以上に設定しようとする場合、その根拠となる資料に基づき判断する。 (例：保護者意向調査等)
(3) 【3号認定の定員設定】
移行前の「一時預かり」の実利用者数を基本とする。 ※0～1 歳児の「一時預かり」がある場合には、その実利用者数を踏まえ上限を定める。 ① 新たに 0～1 歳児定員を設定する場合 移行前の総利用者数（2 歳児の一時預かり含む）の 1 割上限（一の位切り上げ）。 ② 移行前の「一時預かり」の実利用者数以上に定員を設定しようとする場合、または 「一時預かり」を実施していない場合 移行前の総利用者数（2 歳児の一時預かりを含まない）の 2 割上限（一の位切り上げ）。 ※ただし、区域の保育需給の実態を踏まえて、事前協議の際に市が上限以下の定員設定を求める場合がある。
(4) 【総定員数の設定】
プランの需給状況により、総定員数（1～3 号認定）の設定を、裏面のとおりに定める。 ○需給状況については、プランにおける移行予定年度の年齢児ごとに判断する。 (例：3 号認定のうち 0 歳児が不足、1～2 歳児が充足している場合、3 号認定の供給量が不足している区域と判断。)

【2・3号認定の保育供給量の双方とも充足している区域の場合】

移行後の総定員数は、移行前の総利用者数以下を基本とする。



【2・3号認定の保育供給量のいずれか(または双方とも)不足している区域の場合】

移行後の総定員数は、移行前の総利用者数に新たに3号認定(0～1歳児)定員を加えた数とする。

